

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月三十一日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料等の支給に関する規則の一部を改正する規則

給料等の支給に関する規則（規則六一五）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「総務事務システム（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理」を「人事給与システム（職員の人事管理、給与計算等」に改め、「以下同じ。」を削る。

第七条第二項第一号中「配偶者」の下に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」を加える。

第十一条の二第二項中「第五条」を「第五条第一項」に改める。

第十一条の四第二項中「総務事務システム」の下に「（職員の給与、服務等に係る届出等に関する事務の処理を行うための電子情報処理組織をいう。以下同じ。）」を加える。

第十五条の二第二項中「条例第九条の四第三項第一号」を「条例第九条の四第三項」に、「勤務に」を「同条第一項の勤務に」に改め、同条第二項第三号中「給料月額」を「同条第四項（同条第五項の規定が適用される場合を含む。以下この号及び次条第一項第三号において同じ。）の規定による給料月額」に改め、同号イ中「（同条第五項の規定が適用される場合を含む。）」を削り、同号ロ中「一万千円」を「一万円」に、同号ハ中「一万円」を「八千円」に、同号ニ中「八千円」を「六千円」に改める。

第十五条の三第一項に次の一号を加える。

三 任期付研究員条例第五条第一項に規定する第一号任期付研究員 次に掲げる当該第一号任期付研究員が受ける同項の給料表の号俸又は同条第四項の規定による給料月額に応じ、それぞれ次に定める額

イ 六号俸及び任期付研究員条例第五条第四項の規定による給料月額 六千円

ロ 四号俸及び五号俸 五千円

ハ 二号俸及び三号俸 四千円

ニ 一号俸 三千円

第十五条の三第二項を次のように改める。

2 次に掲げる場合には、条例第九条の四第二項の規定による管理職員特別勤務手当を支給しない。この場合において、職員がした同項の勤務は、同条第一項の勤務とみなす。

一 条例第九条の四第一項の勤務をした後、引き続き同条第二項の勤務をした場合
二 条例第九条の四第二項の勤務をした後、引き続き同条第一項の勤務をした場合
第十九条の二中「、人事課及び経済産業政策課の課長並びに」を「及び」に改める。

第十九条の四第一項第二号中「（人事課及び経済産業政策課の課長を除く。）」を削る。

第二十六条第二項第八項中「週休日、」を「勤務時間条例第三条第一項に規定する週休日、同条第三項及び勤務時間条例第五条第二項において読み替えて準用する同条第一項の規定に基づく勤務時間を割り振らない日、」に改める。

第二十八条第一項第一号中「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の二百十五」を「百分の三百十五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百四十九」に、

「百分の二百五十五」を「百分の三百七十五」に改め、同項第二号中「百分の百十六」を「百分の百十三・五」に、「百分の百二十七・五」を「百分の百二十五」に、「百分の百三十七」を「百分の百三十四・五」に、「百分の百五十一・五」を「百分の百四十九」に改め、同項第三号中「百分の百四・五」を「百分の百二」に、「百分の百二十四・五」を「百分の百二十二」に改め、同項第四号中「百分の九十六」を「百分の九十三・五」に、「百分の百十五」を「百分の百十二・五」に改める。

第二十八条の二第二項中「百分の五十一・二五」を「百分の五十」に、「百分の六十一・二五」を「百分の六十」に改める。

第三十条の次に次の二条を加える。

（給与からの控除）

第三十一条 条例第二十二條第二号の人事委員会規則で定める団体は、同条第三号に規定する職員生活協同組合及び同条第五号に規定する職員団体とする。

2 条例第二十二條第四号の人事委員会規則で定める金融機関は、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）第一条に規定する労働金庫とする。

第三十二条 条例第二十二條第六号の人事委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

- 一 県又はその業務が県の事務若しくは事業と密接な関連を有する団体が発行する印刷物（購入について所属において取りまとめを行うものに限る。）の購入代金
- 二 職員の職務に関連する学会その他これに類する団体の会費その他の費用
- 三 職員により構成される団体であつて、職員の福利厚生又は親睦のために組織されたものの会費その他の負担金

2 前項に掲げるもののほか、次の各号に掲げる条例の適用を受けていた者から条例の適用を受けることとなつた職員には、給与から当該各号に掲げるものの額に相当する額を控除して支払うことができる。

- 一 徳島県学校職員給与条例 同条例第二十四条各号に掲げるもの
 - 二 徳島県地方警察職員の給与に関する条例 同条例第二十六条各号に掲げるもの
- 附則に次の二項を加える。

（令和六年改正条例附則第六項の規定が適用される間の読替え）

3 令和七年四月一日から令和八年三月三十一日までの間は、第五条の五第一項中「条例第六条第一項」とあるのは「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第五十三号）附則第六項の規定により読み替えられた条例（以下「読替え後の条例」という。）第六条第一項に規定する職務の等級が行政職給料表の九級に相当する職員として」と、第五条の五第二項、第六条第一項、第七条第一項及び第七条第二項中「条例」とあるのは「読替え後の条例」とする。

（行政職給料表の八級以上の職員に相当する職員）

4 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和六年条例第五十三号）附則第六項の規定により読み替えられた条例第六条第一項に規定する職務の等級が行政職給料表の八級以上に相当する職員として人事委員会規則で定める職員は、第五条の五第一項及び第二項に規定する職員とする。

様式第一号の裏中「繰上、繰下」を「繰上」に、「繰下、繰上」を「繰上」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第一号の改正規定は、令和八年四月一日から施行する。